

燃燃料価格高騰の影響を大きく受けている運輸業事業者の負担を軽減するため、 燃料価格の高騰分に対して支援金を給付します!

魚津市運送業燃料価格高騰対策支援金のご案内

令和5年2月27日時点 魚津市商工観光課

■申請書類及び添付書類

定義	①運送事業 貨物自動車運送事業法(平成元年法律第83号)第2条第2項に規定する一般貨物自動車運送事業をいう。 ②運送事業者 運送事業の許可を受けている事業者をいう。 ③運送車両 運送事業専用であり、その他の事業と共用するものを除く自動車検査証において使用者の住所及び使用の本拠の位置が魚津市内である車両をいう。ただし、霊柩車を除く。	
要件	上記①~③の定義を満たし、以下の(1)~(3)のいずれかに該当すること。 (1)魚津トラック協会に加盟し市内に本社又は営業拠点があり、1人以上の従業員が配置されていること。 (2)市内に本社及び営業拠点がありそれぞれ1人以上の従業員が配置されていること。 (3)市税等を滞納していないこと。 ※道路運送法(昭和26年法律第183号)第3条第1号八に規定する一般乗用旅客自動車運送事業を行う者は、交付の対象外とする。	
支援金の額	算定基準	上限金額
	令和4年1月から令和4年 12 月までと前年同月期における定義③に規定する運送車両に係る燃料費の差額の2分の1の金額、もしくは市長が認める場合、令和4年 12 月末時点で所有する運送車両1台につき20,000円を乗じた金額	5 0 0 千円
申請期間	令和 5 年 1 月 10 日~ 令和 5 年 1 月 31 日 (必着)	

交付申請書(様式第1号)、誓約書(様式第3号)、市税等確認同意書、請求書(様式第5号)、貨物自動車運送事業法に規定する事業許可書の写し、確定申告書等の写し、運送車両の自動車検査証の写し

※**燃料費の差額**にて算定する場合は、下記の書類を提出してください。

燃料支払報告書(様式第2号)、支払いを証明する書類の写し(領収書等)

※**運送車両保有台数**にて算定する場合は、下記の書類を提出してください。 運送車両保有台数報告書(様式第2号の2)、直近の決算書及びその前年の決算書の写し

【お問い合わせ先】魚津市役所商工観光課 〒937-8555 富山県魚津市釈迦堂1-10-1

☎ (0765) 23−6195